

令和8年度

医学系研究科 保健学専攻

【修士課程】

学生便覧

信州大学大学院

Shinshu University Graduate School of Medicine

目 次

1. 信大コンピテンシー，医学系研究科保健学専攻（修士課程）の学位授の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）	1
2. 信州大学大学院学則，信州大学大学院医学系研究科規程，信州大学学位規程	3
3. 保健学専攻（修士課程）の履修課程表	4
4. 履修プロセス概念図 保健学専攻（修士課程）	6
5. 保健学専攻（修士課程）学位論文審査及び最終試験の評価基準	7
6. 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）の学位論文（修士論文）の審査及び最終試験実施要項	8
7. 履修及び学生生活上の注意事項	10
8. 教員一覧	14
9. 信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ	15
10. 校舎平面図及び配置図	17

1. 信大コンピテンシー，医学系研究科保健学専攻（修士課程）の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

信大コンピテンシー

令和5年12月20日

『信大コンピテンシー』

— 未来を共創するために —

学長 中村 宗一郎

■ 信州で学生・教職員が未来を共創するためのバックボーン

信州大学は、創設時から70年以上今日まで信州の豊かな自然のなかで、その歴史と文化・人々の営みに寄与し、信州と共に歩み続けています。

これまでの歩みが持つ意味・意義を自覚し自信と誇りとし、これからの豊かな地域・我が国、そして世界に向かって、本学の学生・教職員の皆さんが、この信州で「縁」あって共に在ることの意味・意義、バックボーンが必要とされています。

■ 『信大コンピテンシー』について

「信州大学の理念」(<https://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/philosophy/mission/>)を集約する形で、このたび『信大コンピテンシー』を次のように決めました。

【信大コンピテンシー】

信州という美しい環境で、人を敬い自然を愛しつつ、豊かな未来を切り拓く力を身につけている。

■ 『信大コンピテンシー』は、大学での営み全体を通じて育まれます！

信大コンピテンシーは、大学における全ての営みを通じて育まれるものです。学生の皆さんでしたら、授業を中心とする学修はもちろん、課外活動や学外での活動などを通じて育まれます。教職員の皆さんでしたら、大学での様々な取組みを通じて育まれます。

信州大学に集う学生・教職員の皆さんが、豊かな未来を共創するために、本学での全ての営みを通じて、『信大コンピテンシー』を育ててくださることを期待しております。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

医学系研究科は、本学の理念と研究科の教育目標に則り、以下の知識と能力・技能等を十分培い、かつ、専攻ごとに定められた学位授与方針に合う知識と能力等を有する学生に「修士」の学位を授与します。

1. 医学系諸科学における学識と情報収集能力・分析能力、研究技術を備えており、共同もしくは単独で、それぞれの分野における諸課題を解決できる。
2. 自らの得た成果を世界に向けて発表するグローバルな情報発信能力を有するとともに、国際的な諸課題に積極的に取り組むことができる。
3. 医学、保健学および関連諸科学の研究に対する理解に基づいた高度な倫理性を持ち、科学的基盤に基づいて医療、医学研究もしくは教育を実践できる。

保健学専攻では、研究科及び専攻の教育目標に則り、以下の知識と能力等を十分培い、かつ専攻に定められた修了判定基準に合う知識と能力等を有する学生に、看護学分野では「修士（看護学）」、検査技術科学分野及び理学・作業療法学分野では「修士（保健学）」の学位を授与します。

1. 高い倫理観と専門的知識や技術、科学的根拠に基づく臨床問題解決能力などの高度な実践能力を有する。
2. 保健・医療・福祉の現場において独創的な観点で研究を推進する能力を有する。
3. 国際的な諸問題に積極的に取り組み、共同研究や活動に参画できる能力を有する。
4. 保健・医療・福祉の実践現場で他の分野と連携して新たな保健医療改革に貢献できる能力を有する。

教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

医学系研究科（修士課程）保健学専攻では、高度医療専門職者に必要な保健、医療、福祉に関する専門的知識と高い倫理観、学際的な視野に基づく実践および研究手法を修得し、根拠に基づいた臨床実践と研究活動が展開できるようカリキュラムを編成します。

看護学分野、検査技術科学分野、理学・作業療法学分野の共通科目として、医療倫理、研究法、臨床判断解析学、国際保健論等を開講し、医学系諸科学における知識と情報収集能力、分析能力を高め、研究技法を修得します。

研究の遂行は、各分野・領域の専門科目として開講される「特論」「演習」「特別研究」を通して行われ、また、関連する学会や研修会等に参加し先端情報を収集します。

また、成績評価の公正さと透明性を確保するため、成績の評定は、学位授与の方針に基づき各科目に掲げられた授業の狙い・目標に向けた到達度をめやすとして採点します。

【評価方法】

- ・講義科目においては、理解度を見る筆記試験やレポート、参加度により、授業達成目標への到達度を判定します。
- ・演習、実験、実習、実技科目においては、試験やレポートに加え、参加度や発表内容、実技等を通して、授業達成目標への到達度を判定します。
- ・授業達成目標への到達度は、可能な限り複数の評価手段によって判定します。

研究成果は、学位論文として公表され、厳格かつ透明な審査体制により論文が審査されます。

各授業科目の成績は、秀、優、良、可及び不可をもって表わし、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とします。

	評語	評点	GP	評価の基準
合格	秀 (S)	90-100	4	授業の達成目標から見て卓越している
	優 (A)	80-89	3.33	授業の達成目標から見て合格水準のかなり上にある
	良 (B)	70-79	2.67	授業の達成目標から見て合格水準のやや上にある
	可 (C)	60-69	2	授業の達成目標から見て合格水準にある
不合格	不可 (D)	50-59	1	授業の達成目標から見て合格水準に少し足りない
	不可 (F)	0-49	0	授業の達成目標から見て合格水準に届いていない

※GPA 制度は学士課程のみ対象。(修士課程・博士課程は適用外)

2. 信州大学大学院学則・信州大学大学院医学系研究科規程・信州大学学位規程

規程等については、信州大学のウェブサイトの(大学案内)を参照してください。

<http://www.shinshu-u.ac.jp/guidance/regulations/>



信州大学規則集

3. 保健学専攻（修士課程）履修課程表

科目区分	授業科目	配当年次	単位数		備考	
			必修	選択		
専攻共通科目	医療倫理学	1前	2			
	研究方法論	1前		2		
	医療情報処理学	1前		2		
	臨床判断解析学Ⅰ（内科系）	1前		2		
	臨床判断解析学Ⅱ（外科系）	1前		2		
	国際保健論	1前		2		
	保健医療福祉システム論	1前		2		
看護学分野	分野共通科目	看護理論	1前		2	
		看護学研究	1前		2	
		看護管理学	1前		2	
		看護教育学	1前		2	
	基礎看護学領域	基礎看護学特論	1前		2	
		基礎看護学方法特論	1前		2	
		基礎看護学演習Ⅰ	1後		2	
		基礎看護学演習Ⅱ	1後		2	
		基礎看護学特別研究	2	10		
	成人・老年看護学領域	成人看護学特論	1前		2	
		成人看護学方法特論	1前		2	
		成人看護学演習Ⅰ	1後		2	
		成人看護学演習Ⅱ	1後		2	
		成人看護学特別研究	2	10		
		老年看護学特論	1前		2	
		老年看護学方法特論	1前		2	
		老年看護学演習Ⅰ	1後		2	
		老年看護学演習Ⅱ	1後		2	
		老年看護学特別研究	2	10		
	母子看護学領域	母子看護学特論	1前		2	
		母子看護学支援特論	1前		2	
		小児保健・看護学演習Ⅰ	1後		2	
		小児保健・看護学演習Ⅱ	2前		2	
		小児保健・看護学特別研究	2	10		
リプロダクティブ・ヘルス看護学演習Ⅰ		1後		2		
リプロダクティブ・ヘルス看護学演習Ⅱ		2前		2		
リプロダクティブ・ヘルス看護学特別研究	2	10				
地域・国際・精神看護学領域	地域・国際看護学特論	1前		2		
	地域・国際看護学援助特論	1前		2		
	地域・国際看護学演習Ⅰ	1後		2		
	地域・国際看護学演習Ⅱ	2前		2		
	地域・国際看護学特別研究	2	10			
	精神看護学特論Ⅰ	1前		2		
	精神看護学特論Ⅱ	1後		2		
	精神看護学演習Ⅰ	1後		2		
	精神看護学演習Ⅱ	2前		2		
	精神看護学特別研究	2	10			
検査技術科学分野	病因・病態検査学領域	病態検査解析学	1前	2		
		病態血液検査学特論	1後		2	
		病態血液検査学演習	2前		4	
		生体分子情報検査学特論	1後		2	
		生体分子情報検査学演習	2前		4	
		感染生体防御検査学特論	1後		2	
		感染生体防御検査学演習	2前		4	
		組織細胞病態検査学特論	1前		2	
		組織細胞病態検査学演習	2前		4	
		神経呼吸免疫科学特論	1後		2	
		神経呼吸免疫科学演習	2前		4	
		病因・病態検査学特別研究	2	10		

科目区分		授業科目	配当年次	単位数		備考
				必修	選択	
理学・作業療法学分野	理学療法学領域	先端理学療法学特論	1前		2	
		先端理学療法学演習	1後		4	
		実践理学療法学特論	1前		2	
		実践理学療法学演習	1後		4	
		理学療法学特別研究	2	10		
	作業療法学領域	生活支援作業療法学特論	1後		2	
		生活支援作業療法学演習	2前		4	
		精神作業療法学特論	1後		2	
		精神作業療法学演習	2前		4	
		作業療法学特別研究	2	10		

修了要件及び履修方法

○看護学分野（修士論文コース）

保健学専攻（修士課程）を修了するために必要な修得単位数は、**30単位以上**。
看護学分野の修得単位数は、専攻共通科目のうちから医療倫理学（必修）を含め6単位以上、分野共通科目から4単位以上、領域専門科目から8単位以上、特別研究10単位。

○看護学分野（高度実践看護師（周麻酔期看護師）コース）

保健学専攻（修士課程）高度実践看護師（周麻酔期看護師）コースを修了するために必要な修得単位数は、**46単位以上**。

専攻共通科目及び看護学分野の専門科目のうちから、必修科目（演習4単位、実習10単位、特別の課題研究4単位を含む）38単位、選択科目のうちから8単位以上。

○検査技術科学分野

保健学専攻（修士課程）を修了するために必要な修得単位数は、**30単位以上**。
検査技術科学分野の修得単位数は、専攻共通科目のうちから医療倫理学（必修）を含め6単位以上、指導教員の指定する専門科目（特論2単位、演習4単位、特別研究10単位）及び分野必修科目の病態検査解析学（2単位）を含む24単位以上。

○理学・作業療法学分野

保健学専攻（修士課程）を修了するために必要な修得単位数は、**30単位以上**。
理学・作業療法学分野の修得単位数は、専攻共通科目のうちから医療倫理学（必修）を含め6単位以上、指導教員の指定する各領域の専門科目（特論2単位、演習4単位、特別研究10単位）を含む22単位以上。

◎各分野で指定する科目以外の残りの単位の履修については、全ての分野で、保健学専攻共通科目も含め、他の領域における履修科目も選択の対象とすることができる。また、4単位までは、他の専攻或いは他の研究科の授業科目を修得できる。

上記単位を修得し、かつ必要な論文指導を受けた上で、本大学院が行う修士論文の審査又は課題研究の成果の審査及び最終試験に合格すること。

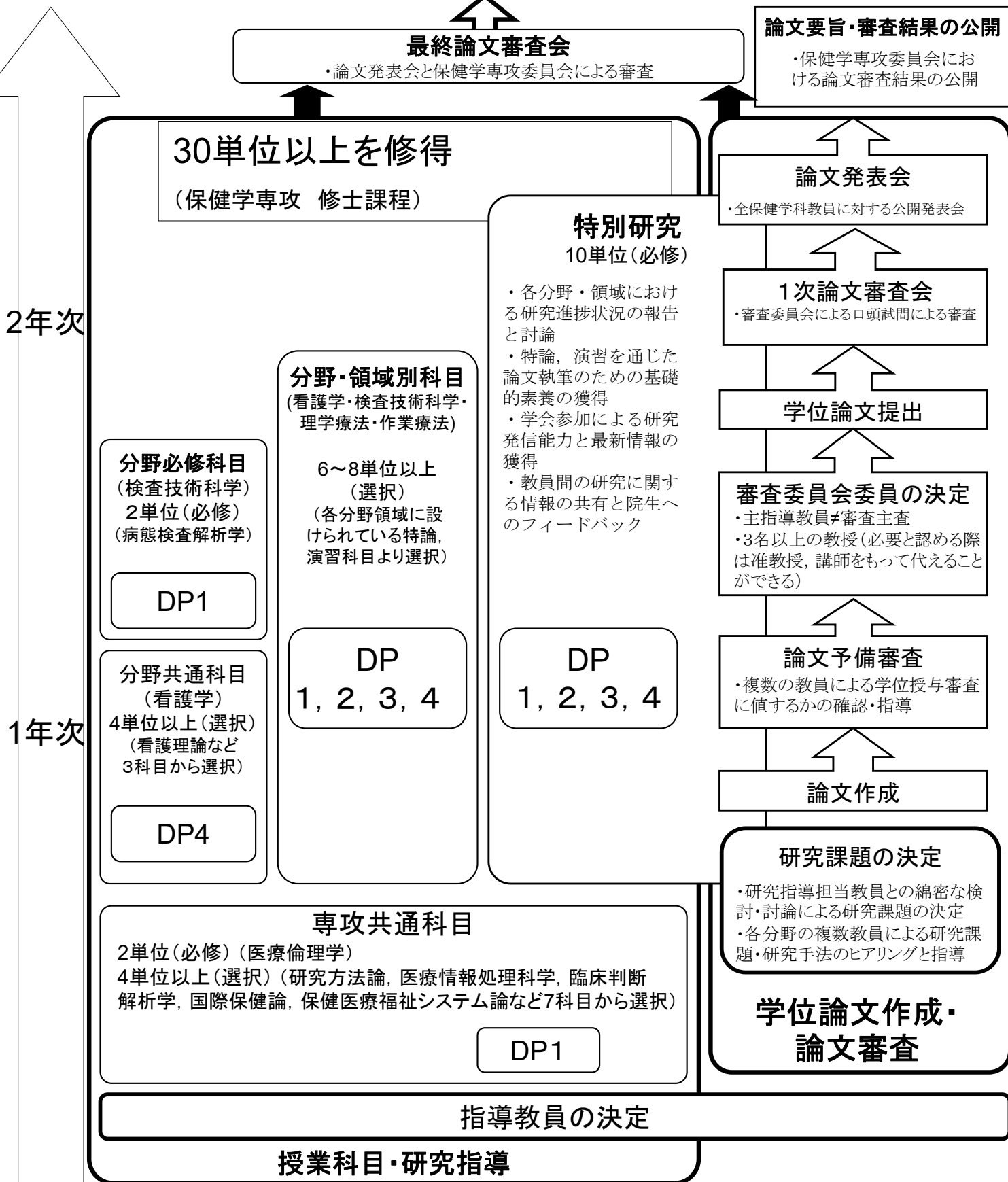
授業時限	
1時限	9:00～10:30
2時限	10:40～12:10
3時限	13:00～14:30
4時限	14:40～16:10
5時限	16:20～17:50
6時限	18:00～19:30
7時限	19:40～21:10

4. 履修プロセス概念図

修士(看護学・保健学) 学位授与

DP(ディプロマポリシー)

1. 高い倫理観と専門的知識や技術, 科学的根拠に基づく臨床問題解決能力などの高度な実践能力を有する。
2. 保健・医療・福祉の現場において独創的な観点で研究を推進する能力を有する。
3. 国際的な諸問題に積極的に取り組み, 共同研究や活動に参画できる能力を有する。
4. 保健・医療・福祉の実践現場で他の分野と連携して新たな保健医療改革に貢献できる能力を有する。



AP(アドミッションポリシー)

1. 高い倫理観と豊かな人間性を有し, 人類の幸福と福祉の向上に熱意のある人
2. 科学的思考による問題解決能力を有し, 国際的視野でものごとを考えることができる人
3. 高度専門職業人として, 地域社会の保健医療に貢献する意欲のある人
4. 保健・医療・福祉の領域において, 指導的役割を担う意欲のある人
5. 将来, 保健学における教育者・研究者を志望する基礎学力と熱意のある人

5. 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）学位論文審査 及び最終試験の評価基準

【修士課程】

学位審査には、学位論文の提出を必要とする。所定の単位を修得し、学位論文を提出した者について、以下の基準により学位論文の審査及び最終試験を行う。

学位論文の評価基準

1. [関連資料・文献] 研究主題の探究に際して利用した関連資料・文献について、精確な読解、的確な把握、また妥当な解釈がなされていること。あるいは客観的に正当な批判や批評が提示されていること。
2. [実験・調査] 研究主題の探究に際して実施した実験・調査が、適切な方法に基づいて行われていること。またその分析が精確で、解釈や結果が妥当であること。
3. [論証方法・論旨とデータ（資料）の提示方法] 問題提起から結論にいたる論証方法と論旨が、明解かつ妥当であること。また実験データ・調査資料の提示と展開の方法が適切であること。
4. [独創性と意義] 論証の方法や結論と成果が、先行研究との関連あるいは研究史に照らして十分な独創性と意義を有すること。
5. [表現の的確性と表現力] 語句や文章表現が的確で、かつ表現力に優れていること。
6. [論文の体裁と完成度] 本文、章立て、注記、参考書目あるいは図表等、部分的かつ全体の構成において、論文としての体裁が整っており、その完成度が高いこと。

(但し書き)

- 1) 図書・論文・史料・統計資料・辞書・地図・インターネット資料その他、参照する全ての資料・図版等については、「関連資料・文献」と表記した。
- 2) 実験、実地調査、聞き込み調査、情報・資料提供者（インフォーマント）との面談等、実施する全ての研究作業については、「実験・調査」と表記した。
- 3) 前項の「実験・調査」によって収集され、分析の対象となるもの全てについては、「実験データ・調査資料」と表記した。

最終試験の評価基準

最終試験は口頭試問により行い、以下の基準により評価する。

1. 研究の目的・方法・結果・考察・意義について十分に理解し、明確に説明できること。
2. 研究の内容について提起される質問に対して、論理的に応答できること。
3. 関連する研究分野に関する基礎的な知識を有すること。

6. 信州大学大学院医学系研究科保健学専攻（修士課程）の学位論文（修士論文）の審査及び最終試験実施要項

（趣旨）

1 この要項は、信州大学大学院医学系研究科規程（平成16年大学規程77号）第14条第3項の規定に基づき、学位論文（修士論文）の審査及び最終試験の実施に関する手続について、必要な事項を定める。

（研究題目）

2 学位論文の題目は、指導教員の承認を得て、学位論文題目届（別紙様式第1-1）を修了年次の12月20日までに、研究科長に提出する。

（学位論文の提出）

3 学位論文は、学位論文審査申請書（別紙様式第2-1若しくは別紙様式第2-2）及び学位論文内容の要旨（別紙様式第3-1）1通（1000字程度）に正本1部及び副本2部を添え、審査を受けようとする年度の1月15日までに、研究科長に提出する。

（審査委員会）

4 指導教員は、3名以上の教授（必要と認めるときは准教授又は講師をもって代えることができる。）を学位審査委員会（以下「審査委員会」という。）委員候補者として、学位審査委員会委員候補者名簿報告書（別紙様式第4-1）により、1月15日までに、研究科長に推薦する。審査委員会は、信州大学大学院医学系研究科保健学専攻委員会（以下「保健学専攻委員会」という。）で承認された者で構成する。ただし、指導教員は審査委員会の主査となることはできない。

（学位論文の審査）

5 主査は、学位論文を受理後、速やかに審査委員会を招集し、学位論文を審査する。また、審査委員会が必要と認める場合には、資料の供覧及び審査委員会に学位論文の審査申請者の出席を求め、学位論文に関し質疑を行うことができる。

（最終審査）

6 審査委員会は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について最終試験（口頭試問）を行う。また、学位論文の発表会は、指定された期日に主査を当該発表会の座長として、公開で行うものとする。

（最終審査結果）

7 最終の学位論文は、発表会等で指摘された点等を訂正し、2月20日までに審査委員会に提出するものとし、審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の結果を総合的に評価し、その最終審査を行い、合否判定の上、学位論文審査及び最終試験結果報告書（別紙様式第5-1）並びに学位論文の概評及び最終審査結果の要旨（別紙様式第6-1）を2月末日までに、研究科長に提出する。

(判定)

8 保健学専攻委員会は、学位論文及び最終試験の可否の判定を行う。

(報告)

9 研究科長は、前項により合格と判定された者について、修士課程の修了を認定し、学位授与を可とする者として、学長に報告する。

(学位論文の保存)

10 学位論文は、審査終了後正本1部を研究科に保存するものとする。

(雑則)

11 この要項に定めるもののほか、学位論文の審査及び最終試験の実施に関する手続に関し必要な事項は、保健学専攻委員会が審議決定する。

12 この手続に関する事務は医学部事務部において行う。

附 則

この要項は、平成19年7月5日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要項は、平成21年7月2日から実施する。

附 則

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

1 この要項は、令和元年9月4日から実施する。

2 令和2年3月31日に医学系研究科保健学専攻博士前期課程に在学する者については、この内規による改正後の規定「医学系研究科保健学専攻（修士課程）」を「医学系研究科保健学専攻（博士前期課程）」と読み替えて適用するものとする。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から実施する。

7. 履修及び学生生活上の注意事項

1) 履修に関する手続き（履修登録）

入学生は、「信州大学大学院医学系研究科規程別表」に記載されているカリキュラムが適用されます。「履修届」を指導教員に相談の上、所定の締切までに大学院係へ提出してください。

2) キャンパス情報システムのユーザー登録について

キャンパス情報システムに自分の住所、電話番号、保証人情報等を登録してください。大学からの連絡を行うための重要な情報ですので、早急に登録を完了してください。

また、大学からの連絡は基本的に大学が付与した学籍番号のメールにお送りします。日常的に確認し、必要に応じて業務等で使用しているアドレスへの転送を設定してください。

3) 建物への入棟について

保健学専攻の大学院学生は、夜間や土・日曜日に保健学科建物及び医学部図書館に入棟する場合は、学生証が必要となります。その他の建物（基盤研究支援センターなど）には、別に手続きをしないと入棟することはできません。

4) 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものです。学生証の提示がなければ証明書等の発行をはじめ、図書館を利用することができません。また、学生証がないと夜間や土・日曜日に保健学科建物及び医学部図書館に入棟することができません。

学生証を紛失した際は、速やかに大学院係へ申し出て再発行の手続きをしてください。なお、再発行には、再発行手数料が必要となります。

修了や退学等で学籍を離れる際には、学生証を速やかに大学院係へ返却してください。

5) 院生研究室について

保健学科北校舎2階（2室）及び南校舎1階（1室）に院生研究室が設けられています。院生研究室の使用を希望する方には、手続きのうえ鍵を貸与しますので、大学院係に申し出てください。

6) 掲示板及びキャンパス情報システムについて

大学から皆様への伝達は、原則、中校舎玄関前の掲示板とメールにて行いますので、見落としとして不利益を被ることのないように注意してください。また、インターネットを利用して、大学からのお知らせを配信しています。ACSUにログインのうえ、キャンパス情報システムに自分でアクセスして情報を得ることができます。

7) 授業料・奨学金について

○授業料

授業料は入学手続き時に指定した金融機関の預貯金口座より、自動的に引き落とされます。

授業料（前期分 267,900円、後期分 267,900円）

前期分引落日：5月下旬、後期分引落日：11月下旬

指定預貯金口座への入金は、引落日の前日（金融機関営業日）15時までをお願いします。

○授業料免除・徴収猶予

学生総合支援センター（全学教育センター南校舎1階）が窓口となっておりますので、詳細については直接お尋ねください。（Tel：0263-37-2199）

○奨学金

① 日本学生支援機構の奨学金 ② その他の奨学金 などが 있습니다。学生総合支援センター（全学教育センター南校舎1階）が窓口となっておりますので、手続き等の詳細については直接お尋ねください。（Tel：0263-37-2184）

8) 諸証明について

J R 学割証、在学証明書、成績証明書等は、学生証を使用して、全学教育センター南校舎 1 階の証明書発行機で発行できます。その他の証明書の発行については、大学院係へご相談ください。

9) 学生生活の相談

日常大学生活を送るにあたって相談したいことがある時は、担当教員やサポート教員が相談に応じます。気軽に相談してください。ハラスメントの悩みについては、イコール・パートナーシップ委員会、学生相談センター（0263-37-3165）、ハラスメント相談員、大学院係等に相談することも可能です。学生相談センターHP（https://www.shinshu-u.ac.jp/campus_life/soudan/）

10) 松本キャンパス内の交通規制について

松本キャンパスは自動車・バイクでの入構が規制されており、学生の自動車通学は原則、禁止です。ただし、身体の不自由な学生、社会人大学院学生に限り、審査の上、夜間及び休日のみ入構が許可されることがあります（2,500 円/月：半年分まとめて徴収）。入構を申請する場合は、大学院係に申し出てください。

11) 成績への異議申立てについて

成績に異議が生じた場合は、予め提示した締切日（成績公開日から 1 週間以内）までに、成績評価照会願を大学院係に提出してください。郵送の場合は締切日必着です。

12) 本学における学籍上の氏名、性別などの取扱について

学籍上の氏名や性別は、戸籍・旅券（パスポート）・特別永住者証明書・在留カードに記載されたものになります。婚姻による改姓、旧姓や通称名の使用など、その扱いに変更が必要な場合は手続きが必要になりますので、大学院係に申し出てください。

13) 大学院共通教育用科目について

自研究科以外で開講されている科目を受講することにより、広い視野を身につけてもらうことを目的として、大学院共通教育用科目を開講しています。受講を希望する場合は、大学院係に申し出てください。各科目のシラバスは、「信州大学シラバス検索システム」（<https://campus-3.shinshu-u.ac.jp/syllabusj/Top>）で確認できます。

2025年度大学院共通教育用科目一覧

開講研究科	科目名	開講時期	担当教員名	単位	開講キャンパス教室	備考
総合人文社会科学研究科	教育心理学特論	前期集中	島田英昭	2	オンライン開講	eALPS に掲載
	発達臨床生理心理学特論	前期集中	宮地弘一郎	2	オンライン開講	eALPS に掲載
総合理工学研究科	大学院と社会	前期集不定	LI MIN	2	オンライン開講	eALPS に掲載
	大学発技術系ベンチャー実践論	前期集不定	杉原伸宏	2	オンライン開講	詳細は後日
	臨床医学概論	後期金 4	植村健 他	2	オンライン開講	eALPS に掲載
総合理工学研究科・総合医理工学研究科	科学技術政策特論	後期（前半） 木 3・4	米倉真一	2	オンライン開講	eALPS に掲載 （日程の詳細含む） ※2026 年度最終開講 修了要件要確認
総合医理工学研究科	知財管理特講	前期集不定	松山紀里子	2	オンライン開講	eALPS に掲載
	イノベーションセミナー	未定	植村健 他	2	未定	詳細は後日

14) 授業の欠席について

学生は、履修する授業の全ての回に出席することを基本とします。

以下に規定する理由により授業に出席できない場合は、所定の様式により、授業担当教員に当該授業内容について学修の補充を受けるための申出を行う必要があります。

(学修の補充を受けることができる理由)

- ・ 2親等以内の親族又は配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）が死亡し、葬儀等に出席する場合
- ・ 病気やけがの場合
- ・ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に基づく裁判員の選任手続及び裁判員の職務従事のため裁判所に出頭する場合
- ・ 災害又は公共交通機関の遅延・運休により、授業への出席が困難である場合
- ・ その他授業開講部局の長が認める場合

15) 感染症にかかった場合等の手続について

令和5年5月8日から、COVID-19（新型コロナウイルス感染症）は感染症法上の扱いが5類となりました。学校保健安全法施行規則では引き続き出席停止とできる疾病に指定されていますが、本学における就学上の取り扱い及び連絡方法は令和5年5月8日以降、以下のとおりとします。

※感染症に関する問合せ：総合健康安全センター

※授業に係る手続きに関する問合せ：大学院係

①感染者（自己検査や医療機関で診断された方）

以下の1の要項に基づく出席停止としますので、速やかに学内ポータルサイト ACSU の「シラバス・キャンパス情報・感染症報告（学生）」メニューの「感染症等発生・消失報告」から報告してください。

②有症状者（①の場合を除く）

以下の1の要項に基づく出席停止の対象とはしません。授業に出席できない場合は、以下の2の要項第3第4項「学生が第4に規定する事由以外の事由で授業に出席できない場合の学修の補充は、授業担当教員の判断によるものとする。」に基づき、取り扱いますので、授業担当教員に申し出てください。

ただし、所属学部等から別途指示がある場合は、それに従ってください。

③濃厚接触者

以下の1の要項に基づく出席停止の対象とはしません。ただし、所属学部等から別途指示がある場合は、それに従ってください。登校時は、常時不織布マスクを着用し、食事は1人で摂るようにしてください。

○信州大学における学校保健安全法に基づく出席停止に関する要項

第1 趣旨

この要項は、信州大学の学生が学校保健安全法施行規則第18条に規定する学校において予防すべき感染症（以下「感染症」という。）にかかった場合等の授業の出席の取扱いに関し、必要な事項を定める。

第2 出席停止

- 1 学長は、感染症にかかった学生、かかっている疑いがある学生又はかかるおそれのある学生があるときは、授業への出席を停止させることができる。ただし、オンラインで実施する授業への出席について学生が申し出た場合は、これを妨げない。
- 2 出席停止の期間は、学校保健安全法施行規則第19条の規定を基準として、総合健康安全センター長が決定し、出席停止の理由とともに学生に通知する。

第3 感染症にかかった場合等の申告

学生は、感染症にかかった場合又はかかっている疑いがある場合は、速やかにその旨を大学に申告しなければならない。

第4 出席停止期間の授業の扱い

- 1 出席停止期間中の授業については、欠席扱いとしない。
- 2 出席停止期間が長期間にわたる場合の取扱いについては、その都度当該学生の所属部局及び学生が受講する授業の開講部局間で協議する。

第5 授業担当教員への情報共有

学生が出席停止となった場合は、当該学生が履修登録している授業の担当教員に情報共有する。

第6 授業担当教員への報告

出席停止とされた学生は、第2第2項の通知を示して授業担当教員に出席停止を受けたことを報告する。

第7 出席停止とされた学生への配慮義務

第6の報告を受けた授業担当教員は、当該学生に対し、レポートやe-Learningの活用等、当該授業の特性に合わせた方策により出席停止期間中の学修を補充する支援を行い、当該学生が履修上不利とならないように配慮しなければならない。

第8 試験の取扱い

出席停止期間中の試験の取扱いについては、当該授業科目を開講する部局の判断において、追試験の実施やレポート等で対応し、当該学生が履修上不利とならないように配慮する。

16) 大雨・大雪・暴風時の授業の取扱い

大雨・大雪・暴風時により、授業及び試験の実施が困難又は困難が予測される場合の授業の取扱いは以下の判断基準によります。キャンパス情報システムのお知らせの掲示やホームページ等で周知しますので、各自確認してください。

休講の判断基準

- 1 松本キャンパスの所在地域を対象とする警報が発表された場合又は警報の発表が予想される場合、松本キャンパス所在地域の公共交通機関の運休又は運休計画の状況を勘案して、休講措置を決定します。
- 2 休講措置を決定する時期と対象授業の範囲は次の表のとおりです。

時期	対象授業の範囲
前日午後4時時点	翌日に開講する全時限又は一部の時限の授業
午前7時時点	当日に開講する全時限又は一部の時限の授業
午前10時時点	当日午後(夜間含む)に開講する全時限又は一部の時限の授業
- 3 松本キャンパスの所在地域を対象とする特別警報が発表された場合、松本キャンパスにおいてその日に実施する授業を直ちに休講とします。

8. 教員一覧

【看護学分野】

○基礎看護学

職名	氏名	メールアドレス
教授	浅野 美礼	millet@shinshu-u.ac.jp
准教授	小林 千世	ckobaya@shinshu-u.ac.jp

○成人・老年看護学

教授	會田 信子	aida@shinshu-u.ac.jp
教授	伊澤 淳	izawa611@shinshu-u.ac.jp
教授	新井 清美	k_arai@shinshu-u.ac.jp

○母子看護学

教授	金井 誠	makotok@shinshu-u.ac.jp
教授	中込 さと子	snakagomi@shinshu-u.ac.jp
教授	中山 佳子	ynaka@shinshu-u.ac.jp
教授	佐藤 奈保	naho_sato@shinshu-u.ac.jp
講師	芳賀 亜紀子	akihaga@shinshu-u.ac.jp
講師	徳武 千足	ctokuta@shinshu-u.ac.jp

○地域・国際・精神看護学

教授	下里 誠二	sshimos@shinshu-u.ac.jp
教授	五十嵐 久人	higaras@shinshu-u.ac.jp
助教	木下 愛未	akinoshi@shinshu-u.ac.jp

【検査技術科学分野】

○病因・病態検査学

教授	矢崎 正英	mayazaki@shinshu-u.ac.jp
教授	松田 和之	kmatsuda@shinshu-u.ac.jp
教授	安尾 将法	yasumasa@shinshu-u.ac.jp
教授	山内 一由	yamauchi@shinshu-u.ac.jp
教授	松本 竹久	tmatsumoto@shinshu-u.ac.jp
准教授	樋口 由美子	sasa0922@shinshu-u.ac.jp
講師	木村 文一	kimura_f@shinshu-u.ac.jp
助教	平 千明	tairacha@shinshu-u.ac.jp
助教	新井 慎平	m061201h@shinshu-u.ac.jp

【理学・作業療法学分野】

○理学療法学

教授	百瀬 公人	kmomose@shinshu-u.ac.jp
教授	青木 薫	kin29men@shinshu-u.ac.jp
教授	西澤 公美	hitnishi@shinshu-u.ac.jp
准教授	横川 吉晴	fhakuba@shinshu-u.ac.jp
准教授	小宅 一彰	k_oyake@shinshu-u.ac.jp
准教授	北川 孝	tkitagawa@shinshu-u.ac.jp
助教	中村 慶佑	keipons08@shinshu-u.ac.jp
助教	岡野 怜己	satoka@shinshu-u.ac.jp

○作業療法学

教授	寺田 信生	nobuot@shinshu-u.ac.jp
教授	上村 智子	tkamimu@shinshu-u.ac.jp
教授	杉山 暢宏	nsugi@shinshu-u.ac.jp
教授	務台 均	hitmutai@shinshu-u.ac.jp
准教授	佐賀里 昭	sagaria@shinshu-u.ac.jp
講師	岩波 潤	iwanami@shinshu-u.ac.jp
助教	佐藤 正彬	msato1413@shinshu-u.ac.jp
助教	田中 佐千恵	sachifuk@shinshu-u.ac.jp

ハラスメント（嫌がらせ）にあったら 【ハラスメント相談員】に相談してください ～信州大学イコール・パートナーシップ委員会から学生の皆さんへ～



ハラスメントって何？

◎ハラスメントとは、信州大学では、「ハラスメント等の防止等に関する規程」で、ハラスメントを次の4つに分類しています。（規程全文は、信州大学HP「信州大学について」→「大学概要・理念」→「国立大学法人信州大学規則集」→「規則一覧」→「第1編 全学 第6章 人事」に掲載。）

I：セクシュアル・ハラスメント…

- ・ 意図するかどうかにかかわらず、性差別的又は性的な言動によって相手を不快にさせる行為や、利益若しくは不利益を与えることを利用して相手に性的な誘い又は要求をする行為のほか、卑猥なポスターなどで修学環境を損ねるような行為も含まれます。また、これらの行為は異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。
- ・ セクシュアル・ハラスメントかどうかは、基本的には受け手が不快に感じるかどうかです。**当事者間の認識や意識のズレが原因となることが少なくありません。従って、相手を思いやる配慮が根絶の第一歩です。**

II：アカデミック・ハラスメント…

- ・ 教員等が教育・研究において、地位・職務権限を利用して学生等に著しい不利益を与えたり、不適切な言動で環境を害したりする行為を言います。
- ・ 典型的な事例は、人格まで否定するような言葉の暴力、正当な理由なくまったく指導してもらえない、研究・論文執筆等の妨害、非常識なノルマや雑用・私用の命令、極度のえこひいき、などです。

III：パワー・ハラスメント…

- ・ 優越的な関係を背景とした言動であり、就業上や修学上の環境を害する行為です。

IV：その他のハラスメント…

- ・ その他のハラスメントとは、セクハラ、アカハラ、パワハラに準じる行為や学外者によるハラスメントです。

ハラスメントを受けて辛いと感じたら、ハラスメント相談員に相談してください。

◎ハラスメント相談員は、本学の教職員で構成され、教育・学生支援機構、各学部等の男女それぞれ複数名からなります。ハラスメント相談員は、あなたの立場になって相談にのります。

- ・ **秘密は厳守**されます。相談したからといって、不利益な取扱いをされることはありません。
- ・ ハラスメントを受けていることを聴いてもらいたいだけの時も連絡していただいて構いません。
- ・ 相談は友人と一緒に構いません。
- ・ 他学部の相談員に相談しても構いません。
- ・ 相談内容によっては総合健康安全センターのカウンセリングを受けることができます。

◎ハラスメント相談員は、ハラスメント行為を受けているあなたの**サポーターのような立場の人**です。あなたとの相談の結果、事態解消のための行為者への「**申入れ**」や「**ハラスメント等相談調査対策委員会**」の設置（**裏面※①、②**）をあなたが望んだ場合、**イコール・パートナーシップ委員会（下記参照）への申請手続について助言してくれます**。イコール・パートナーシップ委員会は、必要に応じて関係の部局長等と協力して「申入れ」や「ハラスメント等相談調査対策委員会」の設置を実施します。

ハラスメント相談員への連絡先は？

氏名一覧と連絡先は、ポータルサイトACSU内に掲示されている名簿でご覧になるか、各学務窓口あるいは「学生相談窓口（0263-37-3165）」にお問い合わせください。

「イコール・パートナーシップ（EP）委員会」とは？

本学の教職員各4名（男女同数）で構成され、ハラスメントのない信州大学にするために学長の下に設置された委員会です。しかし、真偽を調査する委員会ではありません。学生一人一人の人権を擁護するとともに、修学にふさわしい環境が確保されることを目的とする委員会です。差別・人権などについても疑問や問題があれば、委員会（epiinkai@shinshu-u.ac.jp）か委員いずれかに気軽に相談してください。

※① 行為者への「申入れ」とは？

イコール・パートナーシップ委員会が、行為者に対してハラスメントの原因となった行為をやめるよう通告することをいいます。相手に相談者が傷ついたことを理解して、今後同じことをしないようにしてもらえば

よい、と考えるときに適しています。その際、行為者に対して匿名を希望すれば、そのように配慮をします。

※② 「ハラスメント等相談調査対策委員会」の設置とは？

行為者に「申入れ」をしても事態が解消しない場合等は、あなたの要望等を考慮の上、イコール・パートナーシップ委員会の判断により「ハラスメント等相談調査対策委員会」が設置されます。行為者とあなたの双方からの言い分を聞いた上で問題の所在を把握し、それに応じてその後の措置が決まっていきます。

学外にも相談窓口があります。

①主に女性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	一般相談、法律相談（要予約）	0266-22-8822	【一般】 火～土 9:00～12:00, 13:00～16:30 【法律】 予約方法、実施日等は直接確認願います。
	女性のためのカウンセリング（要予約）		第2土・第4金 10:00～15:00（一人50分） 詳細については電話で直接確認願います。
松本市ジェンダー平等センター パレア松本	一般相談	(電話相談) 0263-37-1588	(電話) 火, 木, 第1・3金 9:00～12:00 (最終受付11:30) 第2・4金 13:00～16:00 (最終受付15:30)
		(面接相談) 0263-39-1105	(面接) 月, 火, 木, 第1・3金 13:00～17:00 (要予約) 第2・4金 16:00～19:00 (要予約)
	女性弁護士による法律相談	0263-39-1105	第2・4火曜日 13:30～15:30 (要予約)
長野県警・性犯罪被害ダイヤルサポート110	相談電話	0120-037-555	24時間対応
長野市男女共同参画センター	一般相談	026-237-8778	(電話) 月, 火, 木, 金 9:00～16:00, 水 12:00～19:00 (面接) 月, 火, 木, 金 9:00～16:00, 水 12:00～16:00 (要予約)
	女性弁護士による法律相談（要予約）	026-237-8303	第2水 10:00～12:00 (要予約) (1日4名まで, 一人30分)
上田市市民プラザ・ゆう	専任相談員による相談（要予約）	0268-27-2988	火 11:00～18:00, 木 10:00～17:00, 第2・第4土 10:00～17:00 (土曜の相談は2日前までに要予約)
	女性弁護士による法律相談（要予約）	0268-27-3123	偶数月第4木, 奇数月第2・4木 10:00～12:00 (一人30分, 無料)
伊那市	女性のための相談	0265-72-0999	(電話) 平日 8:30～17:00 (面接) 詳細については電話で直接確認願います。

②主に男性のための相談窓口

施設等名	各相談	電話番号	曜日・時間等
長野県男女共同参画センターあいとびあ	男性のための相談（電話相談）	0266-22-7111	金 17:00～19:00
松本市ジェンダー平等センター パレア松本	男性の悩み相談	0263-37-1587	第2・第3・第4火 17:00～20:00

③男女を問わない相談窓口

施設等名	電話番号	曜日・時間
心の電話相談(長野県精神保健福祉センター)	026-217-1680	平日 9:30～16:00
みんなの人権110番	0570-003-110	平日 8:30～17:15
長野地方務局人権擁護課	026-235-6634	平日 8:30～17:15
法務局上田支局人権相談所	0268-23-2001	
法務局松本支局人権相談所	0263-32-2571	
法務局伊那支局人権相談所	0265-78-3462	
		月, 水, 金 8:30～16:00

④性暴力に関する相談窓口

施設等名	電話番号	曜日・時間等
性暴力被害者支援センター「りんどうハートなかの」	#8891 ※通話料無料 ※NTTひかり電話からは0120-8891-77へ。 026-235-7123 ※通話料有料 ※一部のIP電話等からはこちらへ。	(24時間ホットライン)

詳細は、県や市町村のホームページなどをご覧ください。

信州大学キャンパス・コード（基本指針）とは・・・

信州大学では、基本的指針として6本の柱から成る**キャンパス・コード**を定めています。

※全文は、信州大学HP「信州大学について」→「信州大学の方針・取組」→「大学の取り組み」→「ハラスメント防止への取り組み」→「職員・学生の責務と権利」をご覧ください。

○ 個人を人間として等しく尊重します。	○ 学問・言論の自由を尊重します。
○ 性差別の根絶をめざし、男女共同参画を推進します。	○ 人権侵害等を防止します。
○ 権利・権限を適正に行使します。	○ プライバシー等を保護します。

※ 前頁右端はEP委員会のロゴで、「ep」の文字を男女のハートにデザインし、2つ合わせた四葉のクローバーです。

10. 医学部保健学科校舎平面図及び配置図

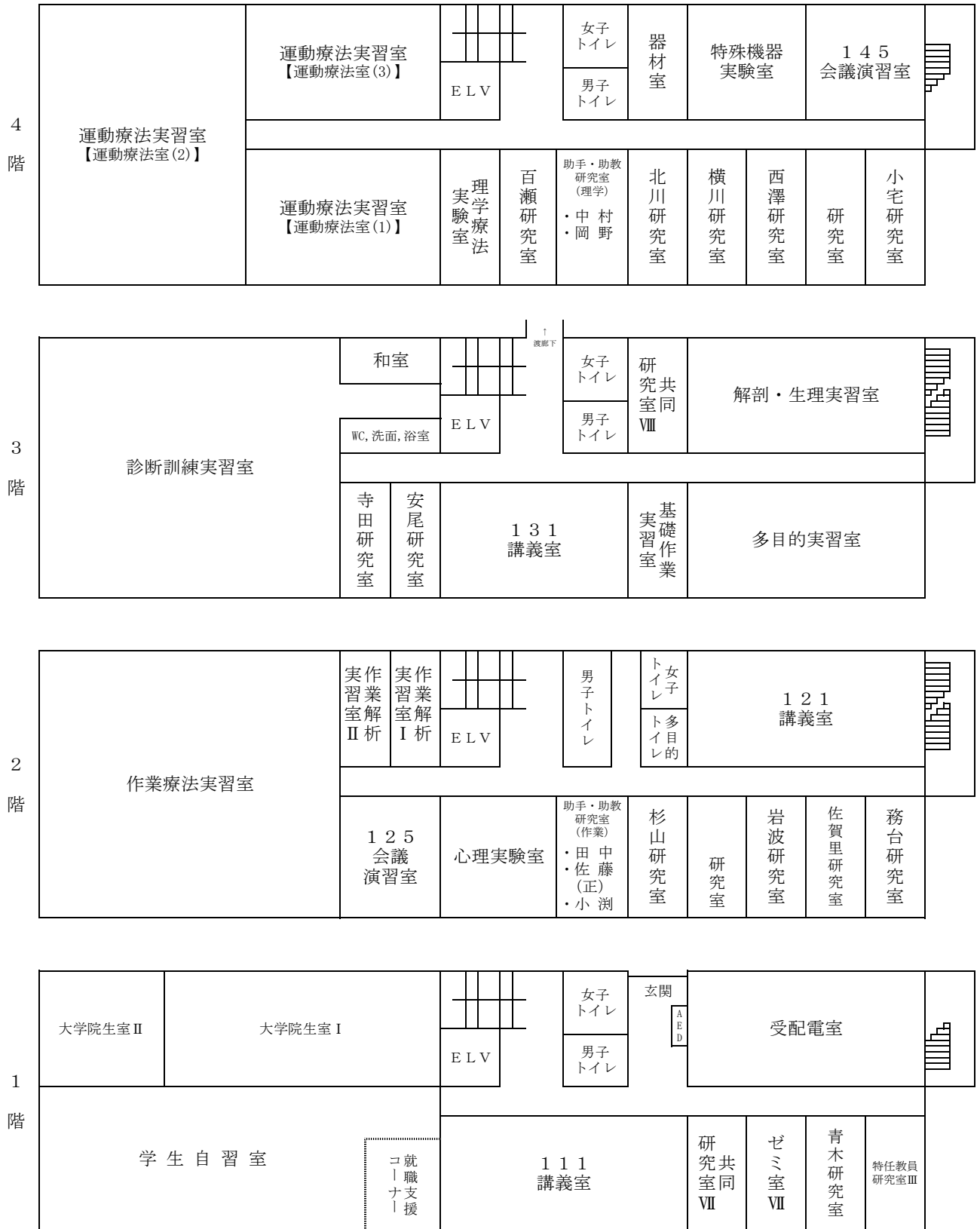
< 北 校 舎 >



< 中 校 舎 >



< 南 校 舎 >



＜地域保健推進センター＞

